



事業者向け

新型コロナウイルス感染症にかかる支援策

売上補償

このような方が対象	受けられる支援の内容	申請・問い合わせ先
ひと月の売上が前年比で 50%以上減少 した事業者	法人： 最大200万円 個人事業主： 最大100万円 を給付	5月1日からオンラインで受付開始 ⇒【持続化給付金】で検索 0120-115-570、03-6831-0613
ひと月の売上が前年比で 30%以上50%未満減少 した事業者	法人： 最大50万円 個人事業主： 最大25万円 を給付 ※今後さらに業績が悪化した場合は国の持続化給付金も受給可	5月2日からオンラインで受付開始 ⇒【福岡県持続化緊急支援金】で検索 0570-094-894
休業要請の対象外(理美容・ 整骨院・クリーニング等)で 売上が 30%以上減少 した事業者	法人： 15万円 個人事業主： 10万円 を給付 ※上記の給付制度と併用が可能！	福岡市支援金お問い合わせダイヤル 401-0019 9時～18時(平日) 【休業要請対象外施設への支援】

人件費

従業員に給与を支払い 休業させた事業主	支払った給与を助成 日額上限： 8,330円 (パート等非正規雇用も含む)	雇用調整助成金、学校等休業 助成金・支援金相談コールセンター 0120-60-3999 9時～21時(土日祝日含む) ※申請期限：6月30日まで
自宅で子どもをみる従業員に 有給休暇を取得させた 事業主	支払った給与を助成 日額上限： 8,330円 (パート等非正規雇用も含む) ※令和2年2月27日以降の分で、学校の春休み等の期間は除外	【雇用調整助成金】 【学校等休業助成金】
学校休業や幼児の 家庭保育をするために 仕事を休んだ事業主	休業補償 日額上限： 4,100円 ※令和2年2月27日以降の分で、学校の春休み等の期間は除外	※窓口相談は予約制。下記へお尋ねください 福岡労働局 助成金センター 411-4701 8時30分～17時15分(平日)

家賃・借地料

「緊急事態宣言」が出されてから、 休業要請や営業時間の短縮 に協力した事業者	家賃 を助成 4月分： 最大50万円 5月分： 最大30万円 ※対象期間を5/31まで拡大(補助率80%)	福岡市支援金お問い合わせダイヤル 401-0019 9時～18時(平日) ※受付開始：5月13日 支給開始：5月18日頃 【福岡市独自の家賃支援制度】
店舗家賃の減額・免除 に 協力した賃貸ビルの所有者	固定資産税 の減額・免除	福岡市 財政局 課税企画課 711-4207

新たな取組み

新たに テレワーク を 導入しようとする事業者	導入にかかる経費を助成 コンサル費： 最大10万円 (補助率100%) 機器購入費： 最大40万円 (補助率50%)	福岡市テレワーク促進委員会事務局 852-3453 10時～17時(平日) ※申請期間：5月7日～5月31日
新たに テイクアウト に 取り組もうとする飲食店	1店舗あたり10万円 を支援 ※割引などの特典を与えることが条件	福岡市 経済観光文化局 MICE推進課 711-4508、711-4459 10時～18時(平日) 【地域の飲食店を支えるテイクアウト支援】
文化・エンターテインメント 分野で活動するアーティストや イベント関連事業者	ウェブ配信動画の制作費用を補助 1事業者あたり：10万円 1作品につき：上限50万円	福岡市 経済観光文化局 コンテンツ振興課 080-6449-6443、080-6449-6444 10時～17時(平日) ※受付開始：6月1日 支給開始：7月上旬
経営革新計画 を策定し 新たな取り組みに チャレンジする事業者	計画書の提出を条件に 最大50万円 (補助率75%)を補助 ※ひと月の売上が前年同月比で15%以上減少した事業者が対象	福岡県 新事業支援課 新分野推進係 643-3449 9時～17時(平日)

減免・猶予

税金 の支払いが困難な 事業者	事業にかかる各種税金の減免 (法人市民税・事業所税・固定資産税・都市計画税など)	東/645-1022 博多/419-1023 中央/718-1028 南/559-5169 城南/833-4026 早良/833-4317 西/895-7014 (各区役所の納税課)
社会保険料 の支払いが 困難な事業者	労働保険料 の猶予	福岡県 労働局 労働保険徴収課 434-9831、434-9834
	厚生年金保険料 の猶予	日本年金機構 ねんきん加入者ダイヤル (事業所向け) 0570-007-123



事業者向け

新型コロナウイルス感染症にかかる融資制度

① 売上の減少率で、どの融資メニューが利用可能か**早見表**でご確認ください。

売上減少率	民間金融機関		政府系金融機関		
	セーフティネット別枠	危機関連保証別枠	政府系金融別枠	特定業種別枠	
	自治体のセーフティネット保証の認定を受けることで利用可能な融資メニュー	セーフティネット保証とは、さらに別枠で活用できる融資メニュー	日本政策金融公庫など政府系金融機関による別枠の融資メニュー	特定の業種(生活衛生関連業種*2)のみ別枠で活用できる融資メニュー	飲食店・喫茶店・旅館業のみ別枠で活用できる融資メニュー
▲5%	A ^{*1} ・B		E	F	
▲10%	A ^{*1} ・B		E	F	G
▲15%	A・B	C	E	F	G
▲20%	A・B・D	C	E	F	G

*1 個人事業主の場合 *2 興行場・旅館業・公衆浴場・理容店・美容店・クリーニング・飲食店・食肉販売業・氷雪販売業

② 利用できる融資メニューの**内容・問い合わせ先**を以下でご確認ください。

融資メニュー	内容	申請・問い合わせ先
A 新型コロナウイルス感染症対応資金	従来の融資枠とは別枠で、 最大3000万円(無利子・無担保) の借入が可能 ※セーフティネット4・5号、危機関連保証の認定を受けている方が対象(借換も可能!) 融資期間：10年以内(据置5年以内)、市の利子補給により実質無利子(3年経過後は1.3%)、保証料率0%	福岡市中小企業サポートセンター 441-2171 ※すでに認定証をお持ちの方は、直接融資を希望する金融機関にお尋ねください。
B 経営安定化特別資金(特例枠) セーフティネット5号	従来の融資枠とは別枠で、 最大1億円 の借入が可能 ※借入債務の 80% を信用保証協会が保証 融資期間：10年以内(据置2年以内)、利率1.3%、保証料率：0.4%	セーフティネット・危機関連保証の申請方法 ●セーフティネット5号 →窓口申請のみ 中小企業サポートセンター 441-2171 福岡商工会議所ビル4階 (博多区博多駅前2-9-28) ●セーフティネット4号・危機関連保証 →郵送申請・または融資を希望する銀行窓口にて代理申請が可能 ※代理申請の対応可否は、各銀行にお尋ねください。
C 経営安定化特別資金(特例枠) 危機関連保証制度	従来の融資枠およびセーフティネット枠とは別枠で、 最大1億円 の借入が可能 ※借入債務の 100% を信用保証協会が保証 融資期間：10年以内(据置2年以内)、利率：1.3%、保証料率：0%	
D 経営安定化特別資金(特例枠) セーフティネット4号	従来の融資枠とは別枠で、 最大1億円 の借入が可能 ※借入債務の 100% を信用保証協会が保証 融資期間：10年以内(据置2年以内)、利率：1.3%、保証料率：0%	

E 新型コロナウイルス感染症特別貸付	従来の公庫融資とは別枠で、 中小企業は最大3億円、小規模事業者は最大6000万円 の借入が可能 融資期間：設備20年・運転15年(据置5年以内)、利率：1.36%(当初3年間3000万円を限度として▲0.9%)※国の利子補給により実質無利子制度あり	日本政策金融公庫 中小企業事業 福岡支店：431-5296(全行政区対応) 日本政策金融公庫 国民生活事業 福岡支店：411-9111(東区・博多区) 福岡西支店：712-4381(他5行政区)
F 生活衛生関係営業 新型コロナウイルス感染症特別貸付	生活衛生関係事業者 に限り、従来の公庫融資とは別枠で、 最大6000万円 の借入が可能 融資期間：設備20年・運転15年(据置5年以内)、利率：1.36%(当初3年間3000万円を限度として▲0.9%)※国の利子補給により実質無利子制度あり	日本政策金融公庫 国民生活事業 福岡支店： 411-9111(東区・博多区)
G 衛生環境激変 特別貸付	3業種 に限り、従来の公庫融資とは別枠で、 最大1000万円(旅館業は3000万円) の借入が可能 融資期間：7年以内(据置期間2年以内)、利率：当初3年間基準利率 ※国の利子補給により実質無利子制度あり	福岡西支店： 712-4381(他5行政区)